

平成 1 8 年

高松市教育委員会 7 月定例会

会 議 録

7月27日(木)開会

7月27日(木)閉会

出席委員			
委員長	幡	慶	一
委員	馬	場	和子
	辻	紘	一
教育長	横	田	淳一
欠席委員			
委員	岡	義	博
説明のため会議に出席した者等			
教育部長	林	昇	
文化部長	馬	場	朋美
教育部次長 総務課長事務取扱	松	木	健吉
文化部次長 文化振興課長事務取扱	川	崎	正視
新設統合校整備室長	山	口	良士
学校教育課長	上	原	直行
市民スポーツ課長	熊	野	正樹
総務課長補佐	白	井	健司
総務課総務係長	佐	々	木啓明
会議録署名委員	馬場和子		
事務局担当書記	谷本泰洋		

【特記事項】 傍聴人なし

議 事 日 程（ 7 月 定 例 会 ）

日程第 1 6 月定例会会議録承認について

日程第 2 議案第42号 新設統合第一小・中学校（仮称）教育基本方針について

日程第 3 議案第43号 高松市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

日程第 4 報告事項

1 新設統合第一小・中学校（仮称）の校名等の募集について

2 構造改革特別区域計画認定申請について

3 教育民生所管事務調査について

4 学校訪問（幼・小・中）のまとめについて

5 第 1 回高松城跡天守台見学会について

日程第 5 議案第44号 行政文書一部公開（非公開）決定に関する異議申し立てに係る決定について

日程第 6 議案第45号 新設統合第一小・中学校（仮称）に係る高松市立中学校通学区域の一部修正について（諮問）

日程第 7 質疑事項

【平成18年7月27日(木) 議 事 内 容】

午後2時 開会

委員長が、会議録の署名委員に馬場委員を指名。

日程第1 6月定例会会議録承認について

委員長が、6月定例会会議録承認について各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第2 議案第42号

議案第42号 「新設統合第一小・中学校(仮称)教育基本方針について」

学校教育課長から、新設統合第一小・中学校(仮称)における教育基本方針について説明。

< 質疑 >

委 員 小中一貫教育で最も大事なことは、小中での指導方法を統一し、系統立った学習プログラムを組むことであり、そのことが、小中一貫教育を実施することの狙いであると思います。資料中にも、カリキュラム開発の基本的な考えとして書かれていますので、この教育基本方針は、良くできているのではないのでしょうか。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第3 議案第43号

議案第43号 「高松市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」

市民スポーツ課長から、平成18年7月31日をもって委員の任期が満了することに伴い、平成18年8月1日付けで委員の委嘱を行うことについて説明。

< 質疑 >

委員 この審議会では、どのようなことが審議されるのでしょうか。

市民スポーツ課長 最近の主な審議事項としては、第16回全国スポーツ・レクリエーション祭の基本計画や、21世紀におけるスポーツ振興マスタープランなどがありますが、スポーツ、レクリエーション全般について、審議されることとなります。今回、委嘱する委員の方々には、合併後の高松市のスポーツ、レクリエーションのあり方について、審議していただきたいと考えています。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第4 報告事項

報告事項1 「新設統合第一小・中学校（仮称）の校名等の募集について」

新設統合校整備室長から、新設統合第一小・中学校（仮称）の校名等を一般から募集することについて説明。

< 質疑 >

委員 現在の校名は全て漢字ですから、ひらがな、カタカナの校名も応募可能というのは、目新しい感じがします。

新設統合校整備室長 もちろん、漢字の校名も応募可能ですが、ひらがな、カタカナの校名や愛称も応募できるようにしています。

報告事項2 「構造改革特別区域計画認定申請について」

学校教育課長から、高松市小中一貫教育特区の認定申請を行うための構造改革特別区域計画（案）について説明。

< 質疑 >

委員 配布資料中に、「構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」という項目がありますが、高松市小中一貫教育特区の実施による経済的効果などはあるのでしょうか。

学校教育課長 構造改革特別区域計画の認定申請を行うには、様式として定められた項目に従って計画案を作成しなければなりませんので、そのような項目名を使用しています。また、項目名は、経済的社会的効果となっていますので、本件の計画案では、主に社会的効果についての記述をしています。

委員 今回の認定申請では、構造改革特別区域の範囲が高松市の全域となっていますので、対象は、新設統合第一小・中学校に限ったものではないということでしょうか。

学校教育課長 高松市として認定申請を行いますので、その範囲は高松市の全域となります。ですが、配布資料の別紙では、事業が行われる具体的な区域についての記載がされており、そこでは、「新設統合第一小・中学校（仮称）に統合する関係小・中学校」と明記されています。配布資料は、内閣府へ提出する申請書のほかに、別紙として、文部科学省へ提出するものを添付しています。内閣府へ提出する申請書の様式は、教育関係以外の計画でも使用されていますので、経済的社会的効果という項目が設定されているのだと思います。

委員 高松市小中一貫教育特区のほかに、高松市として認定申請を行った計画はあるのでしょうか。

教育部長 高松市として特区提案を行ったことはありますが、現時点では、特区として認められたものはありません。先ほど、辻委員の質問にあった経済的社会的効果という言葉についてですが、本来、特区というものは、経済活動における規制緩和を行うものでありますから、一般的な申請として考えた場合、経済的効果についての記載が求められます。今回は、教育に関する計画でありますので、経済的よりは、社会的な効果を重点的に記載しています。

委員 理論的根拠があって、現在の小学校6年間、中学校3年間の教育課程を4年間、3年間、2年間の3区分にするのだと思いますが、そのことに関連した配布資料中の記述として、最初の4年間の 期では、「学級担任制によるきめ細かな指導や家庭との連携により、基本的な学習習慣、生活習慣を身に付ける指導に重点を置く。」とあるように、今までの幼稚園等から進学して、学校生活を送るための習慣を身に付ける時期であるということが書かれており、次の3年間の 期では、学級担任制から教科担任制へ移行していくということで、「小学校から中学校への円滑な接続を図る重要な3年間」とあり、接続という言葉が象徴的に使われています。最

後の2年間の期でも、「9年間の総仕上げを目指す。」と書かれていますが、期、期、期などという表現よりも、それぞれの期間を象徴的に表して、分かりやすい言葉に置きかえられないものでしょうか。また、そのような教育課程を実践するためには、現在の6年間、3年間という区分や他の区分よりも、4年間、3年間、2年間という3区分にすることが効果的であるということも、より明確にしておくかなければならないと思います。

学校教育課長 区分については、5年間、4年間の2区分にしてはどうかという意見もあり、様々な方の御意見を伺った上で検討を行いました。中学1年生では、小学6年生と比べて、約3倍程度、いじめや不登校などが増加するという文部科学省の調査結果がありました。また、算数から数学へ移行した場合、学習意欲が大きく低下することや、約30年前と比べて、子どもの身体的成長も1歳程度、時期が早くなっていることなどにも着目し、小学5、6年生と中学1年生を一つのグループにして指導を行うのが良いのではないという意見が多くあがりました。また、他自治体の先例を見ても、4年間、3年間、2年間の3区分が多く導入されていたので、この3区分を採用することとしました。各区分の呼称については、今後、検討させていただきたいと思いますが、この3区分では、小学校から中学校への円滑な接続を図るために、期の3年間をどう過ごすかということが、大きなポイントになっていると考えています。

委員 精神的、身体的な両面を踏まえて、期の3年間を設置するということは、4・3・2制の3区分を採用することの理論的な根拠になると思います。

委員 期では、小学5、6年生に一部教科担任制を実施することによって、学級担任制から中学1年生以降の教科担任制への円滑な移行を図るということですが、よく考えられていると思います。学校現場で子どもたちを見ると、小学4年生と5年生の差は大きいと感じていましたので、小学校4年生と5年生の間に区切りを設けることは良いのではないのでしょうか。

学校教育課長 施設面についてですが、期の小学5・6年生、中学1年生の教室を同じフロアーに配置することによって、縦の交流も行いやすくなると考えていますので、そのような方向で計画しています。

委員 期の指導を行うには、小中学校両方の教員免許が必要となるのでしょうか。

学校教育課長　　今回、どちらかの教員免許しか所持していなくても、両方の指導が行えるように提案を行おうと考えています。

委　　員　　期で、小学校の一部教科担任として指導を行う場合は、中学校の教員免許で指導ができるのではなかったでしょうか。

学校教育課長　　できます。ただし、現行の制度では、中学校の教員免許では、小学校の学級担任はなることはできません。特区提案という制度がありますので、これらの教員免許に関する特区提案を考えています。

委　　員　　総合的な学習の時間に替えて、環境教育とキャリア教育を二本柱とした新設教科の設定を行うことになっていますが、配布資料中の「新設統合第一小中学校（仮称）の教育過程表（案）」では、総合的な学習の時間が0時間になるということが目立ってしまっていますので、総合的な学習の時間が無くなったとしても、新設教科によって補うことができるということを、十分に強調して記載する必要があると思います。

学校教育課長　　御指摘の点については、今後、検討していきたいと思います。

委　　員　　「香川大学教育学部との連携の推進」と資料に記載されていますが、香川大学側との具体的な話合いは、進んでいるのでしょうか。

学校教育課長　　新しい学校づくり協議会の作業部会の中で、7名ほどの先生方に御指導を頂けるように依頼をしています。

報告事項3 「教育民生所管事務調査について」

学校教育課長から、幼稚園と保育所の一体化に関する教育民生所管事務調査について説明。

< 質疑 >

委　　員　　説明のために会議へ出席した職員を教えてください。

教　育　長　　健康福祉部からは、健康福祉部長、健康福祉部次長、保育課長、教育部からは、教育部長、教育部次長、学校教育課長が出席しました。

委　　員　　幼稚園は教育を中心として、保育所は、保育とともに教育を行う場所と言われていますが、一体化に際して、事務的な面で、どのような違いがあるのでしょ

うか。

教 育 長 保育所は、高松市内に公立42施設、私立30施設の合計72施設あります。入所については、以前は、措置制度という形で行われていましたが、高松市への入所申込みとして、公立、私立ともに高松市の健康福祉部で受付けを行い、市の入所承諾において、どの保育所に入所するかを決定しています。幼稚園については、高松市教育委員会が私立幼稚園に対して、事務的な面での関与は、ほとんどしていません。

報告事項4 「学校訪問（幼・小・中）のまとめについて」

学校教育課長から、学校訪問の実施状況とまとめについて説明。

<質疑>

委 員 私も数校の学校訪問に同行しましたが、東讃教育事務所や学校教育課の指導主事が各学校へ訪問した際には、褒めるべき点は褒め、指導すべき点に対しては的確な指導ができていたと思います。学校についてですが、地域に対して開かれた学校、地域に信頼される学校、地域の人材を活用する学校ということで、地域に向けて学校から情報発信を行っている学校が、印象に残っています。

報告事項5 「第1回高松城跡天守台見学会について」

文化部次長から、第1回高松城跡天守台見学会について説明。

<質疑>

委 員 この見学会は、広報たかまつなどで市民に周知するのでしょうか。

文化部次長 広報たかまつや高松市のホームページなどで周知を行います。文化振興課では、年に1、2回程度、このように文化財等を市民が見ることができるような機会をつくっています。

委員長が、日程第5 議案第44号、日程第6 議案第45号について、地方教育行政の

組織運営に関する法律第13条第6項の規定により、会議は公開しないことを、各委員に諮り、非公開とすることに決する。

日程第5 議案第44号

議案第44号 「行政文書一部公開（非公開）決定に関する異議申し立てに係る決定について」

<非公開審議，内容不記載>

日程第6 議案第45号

議案第45号 「新設統合第一小・中学校（仮称）に係る高松市立中学校通学区域の一部修正について（諮問）」

<非公開審議，内容不記載>

日程第7 質疑事項

（発言する者なし）

午後4時28分 閉会

議決事項

「新設統合第一小・中学校（仮称）教育基本方針について」

「高松市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」

「行政文書一部公開（非公開）決定に関する異議申し立てに係る決定について」

「新設統合第一小・中学校（仮称）に係る高松市立中学校通学区域の一部修正について（諮問）」